

## 笠岡市新病院建設事業に係る再検討会議の進め方

### 1 検討内容

#### (1) 検討していただきたい事項

- ・不採算部門等の医療  
(救急医療, 離島医療, 周産期医療, 小児医療など)
- ・災害時・新興感染症に対する医療
- ・今後担うべき医療  
(高齢者救急, 在宅医療, 在宅介護など)
- ・外来診療科  
(現在, 内科・循環器内科・呼吸器内科・消化器内科・外科・整形外科・皮膚科・泌尿器科・産婦人科・眼科・小児科・リハビリテーション科・放射線科)
- ・病床機能と病床数  
(現在, 急性期機能病床 60 床 (うち地域包括ケア病床 34 床), 慢性期機能病床 39 床, 合計 99 床)

【参考】令和 7 年 11 月の入院患者数 2,293 人 (1 日当たり 76 人), 外来患者数 2,747 人 (1 日当たり 153 人), 健診受診者数 281 人

#### (2) 検討における条件

- ・福山市民病院との機能分化・連携強化の取り組みを堅持する。※資料 1-2 参照
  - ①二次救急機能
  - ②周産期医療における地域において必要とされる機能 (産科セミオープンシステム等)
  - ③術後患者の管理等の回復期機能

### 2 スケジュール等

- (1) 第 1 回 令和 8 年 1 月 13 日 (火) 19 時から
  - ・委嘱状交付, 委員長副委員長選任, 今後の進め方, 市民病院の現状, 新地域医療構想, 意見交換
- (2) 第 2 回 令和 7 年度内 (令和 8 年 3 月末までに)
  - ・案件協議
- (3) 第 3 回 令和 8 年度第一四半期内 (令和 8 年 6 月末までに)
  - ・案件協議
- (4) 令和 8 年 7 月頃
  - ・委員長から市長へ結果報告

## 地域医療連携に関する覚書

福山市と笠岡市は、2015年（平成27年）3月25日付で締結した福山市と笠岡市との間における「連携中枢都市圏形成に係る連携協約」別表（第2条、第3条関係）－2－（1）－ア及び－3－（1）－アに基づき、福山市民病院（以下「甲」という）と笠岡市立市民病院（以下「乙」という）の機能分化・連携強化に関し、次の事項について合意した。

### （甲乙の役割）

- 第1条 甲は高度急性期機能の充実に努めるとともに、大学等と連携した人材確保や教育研修の充実を図り、乙が地域において必要とされる医療機能の維持に資するために必要な診療支援に取り組む。
- 2 乙は人材の確保に努めるとともに、甲からの診療支援を活用し、地域において必要とされる医療機能の維持に取り組む。

### （地域において必要とされる医療機能）

第2条 乙が地域において必要とされる医療機能は、次に掲げるものとする。

- （1）二次救急機能
- （2）周産期医療における地域において必要とされる機能（産科セミオープンシステム等）
- （3）術後患者の管理等の回復期機能

### （診療支援）

第3条 甲は次に掲げる必要な診療支援を行うものとする。なお、費用負担等に関しては、別に定めるものとする。

- （1）医師の派遣
- （2）看護職員等の派遣
- （3）遠隔診療等

### （その他）

第4条 この覚書に定めのない事項又は疑義のある事項については、その都度、福山市及び笠岡市が協議して決定するものとする。

この覚書の証として本書2通を作成し、福山市及び笠岡市が記名押印の上、それぞれ1通を所持するものとする。

2024年（令和6年）8月22日

広島県福山市東桜町3番5号

福山市

福山市長 枝 広 直 幹



岡山県笠岡市中央町1番地の1

笠岡市

笠岡市長 栗 尾 典 子

